

告 示

埼玉県告示第千四十九号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（三次元レーザ測量）

三 作業地域

利根川上流河川事務所管内（埼玉県熊谷市大字俵瀬地先から埼玉県深谷市大字石塚地先まで）

四 作業期間

令和三年八月七日から令和四年一月三十一日まで